

八代生活環境事務組合職員の懲戒処分について

下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

【処分の内容】

所 属 課：水道工務課
職 級：係長
年 齢：30歳代
性 別：男性

原因となった事案の概要

令和7年7月7日に住民等より問い合わせがあり、同年2月に発生した消火栓破損に伴う復旧工事が完了していないことが発覚した。直近で嚴重注意をうけたにもかかわらず、業務に対する意識の改善もみられず同様の事案を繰り返すこととなった。

処分内容：戒告

処分を行った年月日：令和7年8月19日